

# 第28回 浦安市墓地公園運営審議会 議事録

令和2年11月2日開催

浦安市 環境衛生課

## 1. 開催日時

令和2年11月2日(月) 14時00分 ～ 15時30分

## 2. 開催場所

浦安市役所 4階 S5・S6 会議室

## 3. 出席者

- 委員 8名  
喜多村会長、染谷副会長、村上委員、板橋委員、前田委員、大塚委員、石川委員、渡邊委員
- 事務局 5名  
環境部 橋野部長  
環境衛生課 楨課長、遠藤係長、高橋係員、駒田係員
- 傍聴人 3名

## 4. 次第

開会

- 議事
  - (1) 前回の議事内容の確認
  - (2) 墓所の使用期間更新
  - (3) 次回の審議会に向けて(導入)

## 5. 本審議会の概要

今年度、第2回目の開催となった、第28回浦安市墓地公園運営審議会は、浦安市役所、S5・S6会議室で行われ、喜多村会長による議事進行の元、事務局から墓所の使用期間更新に関する内容(更新年数や更新にかかる料金について)や次回の審議に向けた導入説明(墓所の返還希望者等を対象として新たに創設する新事業について)を行った。

## 6. 議事における質疑応答

- (事務局) ～更新に伴う料金設定、積算根拠、更新後の使用年数の考え方などを説明した。～
- (委員) 墓所の使用期間の有限化の導入理由の一つとして、墓所の無縁化を防ぐことが挙げられているが、本審議会が無縁化の抑制策は、検討しないのか？
- (事務局) 次回の審議会でご審議いただく予定です。
- (委員) 昨年度に実施した墓所使用者アンケートは、令和4年度に更新を迎える使用者を対象にしたのか？
- (事務局) これまでに墓所の使用を許可した平成4年度から令和元年度までの使用者を対象にアンケート調査を実施致しました。

(委 員) 墓所使用者から毎年徴収している墓所管理料と今回新たに算定された墓所更新料(仮称)、それぞれの算定の考え方をお伺いしたい。

(事務局) 墓所管理料は、墓所エリアの芝生や共用施設である管理事務所等、墓地公園を1年間維持するのに必要な経費を墓所使用者に負担いただく目的で毎年徴収しています。

墓所更新料(仮称)は、墓所の使用継続に係る運営費を更新年数に応じて墓所使用者から徴収するもので、内訳としましては、墓所使用者1人につき発生する市職員人件費や墓所の面積に応じた区画使用料から算出しています。

(委 員) 墓所更新料(仮称)に含まれる区画使用料について詳しく伺いたい。

(事務局) 墓所の1区画の面積を引き続き使用する対価としていただくもので、市が行政財産を貸し付ける際に徴収する行政財産使用料の算定基準を参考に、算出しています。

(委 員) 有期限墓所の使用者負担については、使用期間を更新する場合、墓所使用料と同額の料金を請求するのが、一般的と考えるが、今回、墓所更新料(仮称)を墓所使用料とは別個の料金体系として新たに算定するのであれば、市民にわかりやすい説明や料金名の検討が求められるのではないかと思う。

(事務局) 墓所更新料(仮称)に関する市の考え方や算出根拠については、墓所使用者の皆様にご理解いただけるよう、わかりやすい説明を検討させていただきます。

(委 員) 墓所使用料を、使用期間の更新の際に再度徴収しない理由や、更新に係る新たな料金体系として導入を検討する墓所更新料(仮称)の試算方法など、全体として、説明が難しく感じられたので、今一度、わかりやすい説明をご検討いただければと思う。

また、墓所の使用についてですが、更新後、使用年数が満了する前に墓所を返還した場合、既に納付した墓所更新料(仮称)は還付されるのか？

(事務局) 墓所は返還された場合、カロート(納骨室)の洗浄や防水処理等で再整備が必要なケースが多く、納骨堂とは違って、速やかに、他の使用者に再供給することが難しいため、使用期間(更新期間)前に返還された場合においても墓所更新料(仮称)の還付は考えておりません。

(委 員) 墓所更新料(仮称)に含まれている職員人件費についてですが、当時算出した墓所使用料の積算項目にある職員対応費を参考に試算されているのか？

(事務局) 墓所使用料に含まれている職員対応費は、引き続き負担いただくべきものとして考えており、同算出式を参考に、計上しております。

(委 員) 墓所使用料に含まれている墓域外整備費(墓地公園の管理所や展望広場等の共用部分の整備費)は、更新の際に再徴収しないのか?

(事務局) 墓域外整備費については、墓所を始め、樹林墓地や納骨堂等の全使用者に負担いただくものとして、各使用料に算入されており、1使用者につき1回限り負担いただくことで、墓域外の全整備費用を回収する仕様となっております。従いまして、墓域外整備費については、墓所更新料(仮称)には、算入しません。

(委 員) 墓所使用料とは別個の料金体系として、改めて墓所更新料(仮称)を試算されたことについては、今後の墓所使用者の経済的負担にも配慮して算出されている点で、妥当な金額設定ではないかと考えております。ただし、他の自治体では、使用期間の延長を認める際、使用料という名称で再度徴収していることが多いので、その部分の整合性も踏まえた上で、使用者の皆様にご理解いただけるような墓所更新料(仮称)の名称をご検討いただきたい。

(事務局) ご指摘いただいた内容については、改めて検討いたします。

(委 員) 墓所更新料(仮称)の分割納付を認めるのは、10年更新だけなのか?

(事務局) 墓所更新料(仮称)の一括納付が難しい場合は、10年更新の分割納付を提案させていただき、支払いの負担額軽減を図りたいと考えております。30年更新の分割納付は、分割回数に制限を設けた場合、1回あたりの負担額軽減の効果が乏しいことや更新業務の煩雑化を避けるため、分割納付の対象とはしない予定です。

(委 員) 今回墓所更新料(仮称)に市外者料金の設定がありますが、墓地公園の他の料金で市外料金を設定している事例はありますか?

(事務局) 毎年墓所使用者からいただいている墓所管理料についても、墓所使用者の住所地に応じて、市外者料金の適用を行っています。

## 7. 次回の審議日程

次回の運営審議会は、12月25日(金)14時から開催することで承認いただいた。

## 8. 問い合わせ先

環境部 環境衛生課 墓地公園係 TEL 047-712-6526